

「猿払村の部活動の在り方に関する方針」【概要版】

方針策定の趣旨等

- 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。
また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- こうした中、スポーツ庁は、平成30年3月に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、また、文化庁は、同年12月に「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、都道府県及び市町村には、ガイドラインに則った「部活動の在り方に関する方針」を策定することを求めており、これを受け猿払村では、「猿払村の部活動の在り方に関する方針」を策定することとした。

方針の基本的スタンス

- 国及び道のガイドラインに則るとともに、猿払村の地域性などの状況を踏まえた内容とする。
- 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- 各学校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。
- 方針は、決定の日から施行する。

方針の内容(主なもの)

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 部活動の方針の策定等
 - 校長は「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
 - 校長は、「活動方針」を公表するとともに、部活動顧問に対し、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成・提出させることにより、本方針の実効性を確保する。
 - 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配布するなどして保護者・生徒の理解を得る。
 - (2) 指導、運営に係る体制の構築
 - 校長は、複数顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導、運営・管理体制が構築されるよう十分考慮する。
 - 村教委は、必要に応じて部活動指導員の任用に努め、部活動の位置付け等に関し研修を行う。
- 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進
 - (1) 運動部活動における適切な指導の実施・(2) 文化部活動における適切な指導の実施
 - 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底するとともに、村教委は、こうした取組が徹底されるよう支援及び指導・是正を行う。

- 校長は、部活動顧問に対し、以下のことを指導・徹底する。
 - ・スポーツ医・科学の見地などから休養を適切に取る必要があること。
 - ・生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。
- 校長は、部活動顧問に対し、関係団体等が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行うよう指導する。

3 適切な休養日等の設定

- 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
 - ・学期中は週当たり2日以上休養日(平日1日・土日1日以上)を設定
 - ・長期休業中は学期中に準じるとともに、長期休養(オフシーズン)を設定
 - ・1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休業日3時間程度
- 校長は、休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底するとともに、村教委は、支援及び指導・是正を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- 校長は、部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、生徒や保護者の理解の下、長期的視点で行う。
- 合同部活動は、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

(2) 地域との連携等

- 村教委及び校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 村教委は、大会等の統廃合等を主催者や競技団体等に要請する。
- 校長は、参加する大会等の回数に上限の目安等を定め、参加する大会等を精査する。

6 部活動の充実に向けて

- 学校の設置者は、効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努める。
- 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行う。
- 校長は、部活動顧問に対して、顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないことを指導・徹底する。
- 校長は、部活動顧問に対して、部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することを指導・徹底する。
- 校長は、保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努める。
- 村教委は、障がいのある生徒が大会やコンクール等に出場・参加することができるよう配慮することについて、必要に応じて主催者や競技団体等に働きかける。校長は、部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努める。